

審査体制の在り方に関する諸論点についての第8回及び第9回の議論（事務局整理案）

総括的議論において更に議論した論点	第8回及び第9回における議論（事務局整理案）
<p>[県単位の審査体制の弾力化]</p> <p>○専門診療科に属するレセプトについて中央やブロック単位での審査等</p> <p>○特別審査の対象レセプトの範囲拡大</p>	<p>○医療の高度化が進んだ結果、小さい県など専門分野で必要な審査委員の確保が難しくなっていること等から、<u>一定の高度・専門性を有するレセプトを、集約化して審査していく必要がある。</u></p> <p>《具体化に当たっての整理事項》</p> <p>(※1) 高度・専門性の基準として、<u>一定の高額なレセプトを対象とすることが合理的。</u>（→特別審査委員会で新たに対象とする範囲を厚生労働省で検討）</p> <p>(※2) 県単位の審査委員会ではピアレビューが困難なレセプトとして、<u>例えば、希少性があるものやエビデンスが確立していないものも集約化の対象として検討すべき。</u>（→厚生労働省で対象範囲を検討）</p> <p>(※3) 中央で集約化するか、ブロック単位で集約するかについては、引き続き検討。その際、特別審査委員会に集約化した場合、審査の質の向上とそれに伴う必要な審査コストとの費用対効果に留意する必要。（→厚生労働省及び審査支払機関で検討）</p> <p>○特別審査委員会は、以下のような解決に時間を要する課題もあるが、中長期的に条件を整える努力を行い、<u>合同審査を目指す。</u>合同審査が難しい場合でも、<u>判断基準を統一化するための定期的な連絡協議会の開催など、審査の均一性の確保のための取組を進める。</u></p> <p>《具体化に当たっての整理事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金では特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない ・支払基金本部と国保中央会とで異なる審査システムである
<p>[再審査の仕組み]</p> <p>○ブロック単位の審査委員会が再審査を、中央に設置した特別審査委員会等が再々審査を行う仕組み</p>	<p>○県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、<u>上級の審査組織が一定回数以降の再審査を行う仕組み</u>を設ける。</p> <p>《具体化に当たっての整理事項》</p> <p>(※1) 原審査した審査委員会が再審査することは、当該審査委員会による問題点の把握や検証、改善等に資する効果もあることから、各側から1回目の再審査は原審査を行った審査委員会が行い、<u>一定回数以降の再審査を上級の審査組織が審査する形とする。</u>（→「一定回数以降」の範囲を厚生労働省及び審査機関で検討）</p> <p>(※2) 判断基準の統一化の観点から、上級の審査組織の判断を、<u>県単位の審査委員会の判断に的確に反映させていく必要がある。</u></p> <p>(※2) ブロック単位に置くか、中央に置くかについては、引き続き検討。（→厚生労働省及び審査機関で検討）</p>

<p>総括的議論において更に議論した論点</p>	<p>第8回及び第9回における議論（事務局整理案）</p>
<p>[三者構成の仕組み等]</p> <p>○三者構成の仕組み、医師・歯科医師による審査について</p> <p>○調剤レセプトの審査に薬剤師が関与する体制（審査の質の確保と薬剤師の配置に伴うコストの両面等から検討） （注）国保連では従来から調剤審査を実施</p>	<p>○三者構成の仕組みは、積極的に廃止すべきという意見や合意はなかったが、以下のような意見を踏まえ、引き続き検討。（→厚生労働省と審査支払機関で検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の審査委員は、どちらの側かを意識しておらず、中立的な立場から専門的な視点で、適切な医療かどうかを審査している。 ・医療について国民の立場から考えることができる者によって構成されればいいので、利害代表のような仕組みは避けるべき。 ・外から見て一定の公正さを確保するため、三者構成の仕組みは理解できる。それ以外の方法で、公正さを確保することは難しいのではないか。 ・ルールメイキングは三者構成であるべきだが、明確なルールに基づき判断する仕組みであれば、判断する者が三者構成である必要はない。 ・審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしており、不適正な請求を抑制する効果や是正を図る効果がある。こうした効果を引き続き持つ仕組みが必要。 <p>○調剤レセプトについては、電子化の申請に対応して、23年度から突合・縦覧審査を導入することから、従来の点検にとどまらない審査の必要性が増大しているため、<u>支払基金の審査委員会に薬剤師を位置づける</u>。 （→実施時期については、支払基金法改正の必要性の整理等を含め、厚生労働省及び支払基金で検討）</p>
<p>[保険者の直接審査の推進]</p> <p>○健保組合の医科・歯科レセプトの直接審査における紛争処理ルールの整備</p> <p>（※）調剤レセプトの直接審査では、支払基金からの適正な意見を受ける契約の締結による紛争処理ルールの取決めを整備している。</p>	<p>○現在、調剤レセプトの直接審査で認められている、紛争処理の仕組み（支払基金から適正な審査に関する意見を受ける契約の仕組み）について、<u>医科・歯科のレセプトの直接審査にも活用する</u>。</p> <p>○現行制度は公法上の契約に基づく仕組みにより、保険医療機関が保険者を区別することなく、すべての被保険者に円滑に療養の給付を行う体制を確保していることを踏まえ、対象保険医療機関（調剤レセプトの場合は保険薬局）の同意を条件の一つとしているが、この取扱いについては、上記の点を踏まえ、引き続き、検討する。 （→上記の点を踏まえ、厚生労働省で検討）</p>

○ 検討会における、一巡目の議論（審査の質の向上、審査・支払の業務の効率化、組織の在り方等）と総括的議論（第8回、第9回分）を踏まえ、これまでの議論を中間的に整理したものである。

①統合、競争促進の観点からの組織の在り方等

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	総括的議論（11月）でさらに議論いただきたいもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの（検討会設置以降に実施したものを含む）
<p>[統合の観点からの組織の在り方]</p>	<p>[統合の観点からの組織の在り方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織を統合した場合の効果の定量的な検証 ○国保連が行っている保険者業務や市町村から受託業務との関係 <p>[支払基金と国保連の業務の共同処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支払基金と国保連の業務の集約化・委託・共同処理について（都道府県単位、全国レベル等） <p>【統合・競争等の組織の在り方で議論予定】</p> <p>（これまでの議論における意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の機能はかなり共通しており、長期的に一緒にやっていく仕組みがありうるのではないか。 	<p>[システムの共同開発・共同利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進 <p>（※）支払基金は、レセプト電算処理システムの開発に当たり、レセプト情報の記録仕様や診療行為の基本マスタ、医療機関マスタを作成、国保中央会に提供。</p> <p><支払基金・国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金は、22年診療報酬改定に対応した基本マスタを更新、提供。（国保中央会に提供され国保は件数按分で経費を負担）【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様を更新、提供。（国保中央会に提供され経費負担）【22年5月】
<p>[競争の観点からの組織の在り方、競争環境の整備]</p>	<p>[競争の観点からの組織の在り方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の競争環境を整備した場合の効果の定量的な検証 <p>（これまでの議論における意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連が果たしている保険者業務の機能など、国保連と支払基金との違いを踏まえるべき。 ・全国唯一の組織、業務独占になるので、規制改革会議が求める競争促進と矛盾するのではないか。 ・既に保険者の直接審査、自由な参入を認めており、統合で唯一の組織とするのは矛盾ではないか。公共的なもので自由な参入を認めるべきでないとするのか、自由化でやるなら紛争処理の仕組みをどうするのかを整理すべき。 	<p>[支払基金と国保連の競争環境の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備（通知発出等） <p>（※）現行法上は、健保組合等は国保連に、市町村国保は支払基金に審査の委託が可能。</p> <p>[業務制限の撤廃]</p> <p>【業務範囲の見直しは、法改正が必要】</p> <p><支払基金の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金（正常分娩分） ・柔道整復療養費の審査支払業務 <p><国保連の要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の審査支払業務 ・柔道整復療養費の審査支払業務の範囲拡大、申請様式の統一化、全国決済制度の導入

<p>これまでの議論で概ね合意が得られたもの</p>	<p>厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)</p>
	<p>[保険者業務・市町村からの受託業務の拡大]</p> <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次審査における被保険者資格チェックの実施【23年度～】 ・診療報酬と介護報酬の突合確認の推進【23年度～】 ・審査支払情報を活用した医療費通知、ジェネリック差額通知の作成【23年度～】 ・オンラインにより保険者がレセプト点検や過誤・再審査請求できる「保険者レセプト管理システム」を構築【23年5月～】 ・連合会保有データ（国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等）により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】 ・後期高齢者医療制度廃止・市町村国保の都道府県単位化への対応（保険者の事務処理共同化の受け皿）【25年度～】
<p>[保険者の直接審査の推進]</p> <p>○審査システムの効率化等の観点からの保険者の直接審査や保険者が委託する民間のレセプト点検機関の参入の促進</p> <p>(注) 国保連は、実質的には、保険者による直接審査である。</p> <p>○<u>健保組合の医科・歯科レセプトの直接審査における紛争処理ルールの整備</u></p>	<p>[調剤レセプトの直接審査の推進]</p> <p>○健保組合の調剤レセプトの直接審査における対象薬局の追加手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別薬局を組合の規約に規定する取扱いの廃止【22年10月通知改正】 <p>[医科・歯科レセプトの直接審査の紛争処理ルールの整備]</p> <p>○<u>医科・歯科レセプトについて、調剤レセプトと同様に、紛争処理の仕組み（支払基金からの適正な審査に関する意見を受ける契約の締結）を整備</u></p>

②審査の質の向上に関する論点

<p>これまでの議論で概ね合意が得られたもの</p>	<p>厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)</p>
<p>[審査の均一性の確保のための取組の推進]</p> <p>○審査の均一性の確保のため、支払基金と国保連の判断基準の統一化、審査における判断基準の差を縮小するためのITの活用の推進。</p> <p>[均一性に影響を与えている要因]</p> <p>○現行の保険診療ルールは、個別性を重視する医療の要請との関係で相当程度の裁量の余地を認めている。診療行為がルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは困難である。</p> <p>○学会において治療方針や術式等の見解が固まっておらず、教育機関である地元大学の見解が地域ごとに異なる結果、ローカルルールが存在しているものもある。</p>	<p>[審査の判断基準の統一化、ITの活用等]</p> <p>○支払基金と国保連の判断基準の統一化の手法。学会を含めて、専門領域別に判断基準を統一化する仕組み(全国レベル、都道府県単位レベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金と国保連、地方厚生局との連絡協議会の設置【22年度中】 <p>○医学や技術の進歩について、学会ガイドラインや保険診療ルールに的確に反映させていく(反映するタイムラグを縮小していく)手続き。支払基金・国保連に対する疑義解釈(回答)の迅速化。</p> <p>○支払基金の支部間、各都道府県国保連間における判断基準の統一化</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者の指摘に迅速に対応するため、本部に「審査に関する苦情相談窓口」を設置【22年6月~】 ・新たな支部間差異が生じないように、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月~】 ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月~】 ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング(審査照会)を行うネットワークの構築【22年6月~】 ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会、常務処理審査委員連絡会議による国保連間の審査基準統一の推進 ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度~】

<p>これまでの議論で概ね合意が得られたもの</p>	<p>厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)</p>
	<p>○審査の透明化や請求誤りを予防するため、審査の判断基準や審査データの公表の推進。</p> <p>○審査委員への統一の判断基準の周知や判断を支援するツールなど、審査における判断基準の差を縮小するためのITの活用の推進</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】 ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】 ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助の職員の事務能力の向上（研修の充実等） <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査事例データベースの構築【23年度～】 ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】 ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】 ・電子化に対応した職員の適正配置による審査事務共助充実【23年度～】 ・審査事務共助職員の能力向上（研修充実、資格制度の検討）
<p>[審査におけるITの活用の推進]</p> <p>○レセプトの原則電子化や医療の高度化等を踏まえた、審査におけるITの活用の推進。</p> <p>[参考] IT活用のための審査体制の確保</p> <p>○現行の保険診療ルールは、裁量の余地を認めており、診療行為がルールに適合しているかどうかをすべて機械的に判断することは不可能。コンピュータチェックを充実しても、人でなければできない審査が存在する。</p> <p>○コンピュータチェックの発展途上では、これまで目視で看過されていた疑義が網羅的に摘示され、査定に結びつくものに絞り込む精度が不十分であるため、審査委員及び職員の事務処理負担は増大する。</p>	<p>[審査におけるIT活用のための環境整備、審査データの活用]</p> <p>○電子レセプトのコンピュータチェックの拡充、電子点数表を活用した算定ルールに対する適合性の点検システムの導入</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病名と医薬品の適応・用量との適応の適否を点検するチェックマスターの構築【22年2月～コンピュータチェックの導入】 ・傷病名と処置・手術・検査の適応との対応の適否等を点検するシステムの導入【22年10月～、順次拡充】 ・医科電子点数表の作成、ホームページに公表【22年3月～】 ・医科電子点数表を活用した点検システム導入【23年4月目途】 ・歯科電子点数表の作成、ホームページに公表【22年10月目途】 ・歯科電子点数表を活用した点検システムの導入【23年度中目途】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトに対応した画面審査システムの拡充【22年度～】 ・算定ルールチェック項目の増加【22年度中】 ・審査支援チェック項目の増加【22年度中】

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
	<p>○レセプト情報の集約・整理と審査の効率化のための審査体制の整備</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】(再掲) ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】(再掲) ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助の職員の事務能力の向上(研修の充実等)(再掲) <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2画面システムの全国保連への導入【22年9月】 ・審査事例データベースの構築【23年度～】(再掲) ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】(再掲) ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】(再掲) ・審査事務共助職員の能力向上(研修の充実、資格制度の検討)(再掲) ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】(再掲) <p>○電子レセプトの突合審査、縦覧審査等の実施【支払基金：23年3月診療分、国保連：23年4月診療分～】</p> <p>○電子レセプトの記録条件仕様や記載要領のうち、コンピュータチェックに支障があるものの見直し</p> <p>○再審査における電子化の推進</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる再審査等請求の受付開始 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再審査画面システムの稼働【23年度～】 <p>○医療の透明性や質の向上、診療ガイドラインの普及、疾病管理等の観点から審査データの公開、活用</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の分析評価の実施(22年診療報酬改定の影響を診療項目別に分析)【22年8月公表】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会保有データ(国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等)により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】(再掲)

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
<p>[審査委員会の機能の強化]</p> <p>○医療の高度化が進んだ結果、小さい県など専門分野で必要な審査委員の確保が難しくなっている。<u>一定の高度・専門性を有するレセプトを集約化して審査していくことが必要。</u></p> <p>○特別審査の対象レセプトの範囲拡大</p>	<p>[審査委員会の機能の強化]</p> <p>○特別審査の対象レセプトの範囲の拡大</p> <p>○専門診療科に属するレセプトについて集約化して審査 <具体化に当たっての検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 特別審査委員会が新たに対象とするレセプトの範囲。 ※2 希少性があるものやエビデンスが確立していないものなど、集約化して審査することを検討すべきレセプトの対象範囲。 ※3 中央で集約化するか、ブロック単位で集約化するか。特別審査委員会に集約化した場合、審査の質の向上とそれに伴う必要な審査コストとの費用対効果に留意する必要。 <p>[各県の審査委員会の連携等]</p> <p>○各県の審査委員会に対する専門診療科ごとの支援体制の整備</p> <p>○各県の審査委員会の連絡調整機能等の強化</p> <p>○審査委員会相互間の連携、他県の審査委員会の専門医によるコンサルティング（審査照会）のネットワークの構築</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな支部間差異が生じないように、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】（再掲） ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】（再掲） ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】（再掲） ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】（再掲） <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の充実、常務処理審査委員連絡会議の活用

これまでの議論で概ね合意が得られたもの	厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)
<p>[再審査の仕組み] ○県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、上級の審査組織が再審査する仕組みの設置。</p>	<p>[再審査の仕組み] ○県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、<u>上級の審査組織が再審査する仕組みの設置</u>。 《具体化に当たっての整理事項》 ※1 原審査した審査委員会が再審査することは、当該審査委員会による問題点の把握や検証、改善等に資する効果もあることから、各側から1回目の再審査は原審査を行った審査委員会が行い、一定回数以降の再審査を上級の審査組織が審査する形とする。 ※2 判断基準の統一化の観点から、上級の審査組織の判断を、県単位の審査委員会の判断に的確に反映させていく必要がある。 ※3 ブロック単位に置くか、中央に置くかについて検討 【県単位の審査委員会が原審査したレセプトをそれ以外の審査委員会が再審査する仕組みとする場合、法改正が必要】</p>
<p>[三者構成の仕組み] ○三者構成の仕組みについて、積極的に廃止すべきという意見や合意はなかったが、引き続き検討（検討に当たっての意見等を左に記載）。</p> <p>[支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化] ○支払基金の調剤レセプトの審査に薬剤師が関与する体制の整備 (注) 国保連では従来から調剤審査を実施</p>	<p>[三者構成の仕組み] ○三者構成の仕組みについて、積極的に廃止すべきという意見や合意はなかったが、以下のような意見を踏まえ、引き続き検討。 ・現在の審査委員は、どちらの側かを意識しておらず、中立的な立場から専門的な視点で、適切な医療かどうかを審査している。 ・医療について国民の立場から考えることができる者によって構成されればいいので、利害代表のような仕組みは避けるべき。 ・外から見て一定の公正さを確保するため、三者構成の仕組みは理解できる。それ以外の方法で、公正さを確保することは難しいのではないか。 ・ルールメイキングは三者構成であるべきだが、明確なルールに基づき判断する仕組みであれば、判断する者が三者構成である必要はない。 ・審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしており、不適正な請求を抑制する効果や是正を図る効果がある。こうした効果を持つ仕組みが引き続き必要。</p> <p>[支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化] ○支払基金の調剤レセプトの審査に薬剤師が関与する体制の整備 (注) 国保連では従来から調剤審査を実施 【審査委員会の構成については、法改正の必要性の整理を含め検討】</p>

③審査・支払の業務の効率化に関する論点

<p>これまでの議論で概ね合意が得られたもの</p>	<p>厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)</p>
<p>[効率的な業務運営の推進] ○医療保険の運営コストの削減の観点から、審査支払機関において効率的な業務運営に一層取り組むことが必要。</p> <p>[支払いの早期化] ○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化</p> <p>[法人運営の合理化] ○資産等の整理合理化、業務運営の見直し</p>	<p>[システムの共同開発・共同利用] (再掲) ○運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進</p> <p><支払基金・国保連> ・支払基金は、22年診療報酬改定に対応した基本マスタの更新。国保中央会に提供【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様の更新、提供。(国保中央会に提供され経費負担)【22年5月】</p> <p>[支払いの早期化] ○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化</p> <p>[業務効率化、保有資産の整理合理化等] <支払基金> ・専門的診療科に属する電子レセプトの審査は、ブロック中核支部が他の支部の審査事務を支援する体制に移行【23年度～】 ・資金管理業務の本部への集約化【23年4月～】 ・支部の庶務・会計業務のうち可能なものを本部又はブロック支部に移管【23年度～段階的に移行】 ・職員定数の削減：27年度の職員定員を22年度と比較して約13%減(4934人→4310人)【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・小規模な支部の支部長は、近隣の支部の支部長が兼任する体制を導入【22年度に鳥取支部、23年度～段階的に移行】 ・給与水準の引下げ【ラスパイレス指数で100となるよう給与体系見直しを厚労省が要請、新サービス向上計画案で提示(22年9月)】 ・保有宿舍の整理合理化【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・システム専門役の採用【22年4月】 ・コンピュータシステム関連経費の縮減</p>

<p>これまでの議論で概ね合意が得られたもの</p>	<p>厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)</p>
	<p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連の審査支払関係システムに共通する機能・データを管理する「共通基盤システム」を構築【23年5月～】 ・国保連に共通するシステムは、国保中央会が開発・保守を行うことを原則化。システム開発・機器調達における競争入札を徹底し、国保連共通のシステム・機器については一括調達を原則化【22年度】 ・仮想化技術の活用等により、機器台数、機器導入及び運用・保守について、全国1拠点化を含め、拠点の集約化等について検討【28年度頃】 ・システム開発体制の強化のため、国保中央会に民間からシステム担当理事を公募採用するとともに、システムコンサルタントの増員、システム監査人の役割強化を実施【22年度】 ・間接部門の業務について、国保連間での標準化・集約化等を検討
<p>[審査手数料の引下げ] ○レセプトの電子化や業務の効率化によるコスト削減を通じた審査手数料の引下げ</p> <p>[審査手数料と査定率との連動] ○審査委員会の審査は、医師又は歯科医師の専門的知見に基づく判断であり、審査手数料と査定率との連動は、査定のインセンティブになりえない。</p>	<p>[コスト構造の見える化] ○制度の運営コストの見える化等を図るため、審査、請求支払、管理等の業務区分ごとのコストの提示</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金における支部別の審査手数料の提示 平成23年度以降、審査業務、請求支払業務及び管理業務を区分し、区分ごとに手数料で賄われる支出をレセプト件数で除して手数料を算定する方向で、保険者団体と協議。 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連における統一的なコスト分析の方法や複式簿記の導入を検討【22年度中】 ・国保連における市町村国保以外の者が委託した場合の審査手数料の提示【23年度～】

<p>これまでの議論で概ね合意が得られたもの</p>	<p>厚生労働省・審査支払機関において具体化、検討すべきもの (検討会設置以降に実施したものを含む)</p>
	<p>[コスト削減に応じた審査手数料の引下げ] ○保険者からの審査手数料の引下げ</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査手数料の引下げ：27年度の水準を22年度と比較して約11%引き下げ(90.24円→80円)、29年度と比較して約25%引き下げ(107.29円→80円)を目指す。【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・27年度における支出に係るコスト構造の見込みを提示【同上】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払手数料は毎年引き下げており、今後とも努力する(平成10年度84.82円から平成20年度68.05円へ16.77円の引き下げ) ・全国決済手数料(111.6円)の引下げの検討【23年度～】 <p>[審査手数料の在り方] ○レセプト件数を基準とした支払基金の審査手数料の体系の見直しの検討 【支払基金の事務費用を保険者がレセプト件数に応じて支払う仕組みを見直す場合、法改正が必要】</p> <p>[後期高齢者医療制度廃止に伴う手数料見直し]</p> <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の多くが国保の被保険者になることに伴い、国保連の手数料体系全体を見直す【25年度】